



KAGAWA DOYUKAI

時代を切り拓いた企業家たち
～ 40年の歩み～

since1976

地域
づくり

3
CHAPTER

条例運動の成果と 到達点及び今後の課題

副代表理事／高松第六支部
（有）アイサービス 代表取締役
上野 準一

「ヨーロッパ小企業憲章」が 「中小企業憲章制定運動」のきっかけ

中小企業家同友会が憲章制定運動に至った背景には二つの要因があります。

一つは「中小企業憲章」への時代的背景、歴史の必然性がありました。日本では企業数の九十九・七％、従業員数の六十九・四％が中小企業であり、大多数の国民の生活を中小企業が支えています。中小企業への公的支援を行う合理的根拠がここにあります。

日本経済の健全で持続可能な発展を図るために中小企業の発展方向を示しそれを軸とする国家戦略が必要となりました。個別課題への要望だけでは問題解決しない、憲章のような体系的提案が求められていました。

また、二〇〇〇年六月EU（ヨーロッパ共同体）で「ヨーロッパ小企業憲章」が制定されました。この憲章では、前

文に「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイデアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、新しい経済の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう。」とあり、小企業がヨーロッパ経済の背骨であり、小企業が最優先の政策課題であると宣言しています。このように世界的に中小企業の社会における重要性が認識されるようになってきました。ヨーロッパでは「Think Small First」（中小企業を最優先）の精神が強調されました。

二つには、同友会が経営環境を改善する社会運動の主体者として力量を備えてきたことです。中同協では二〇〇一年から金融アセスメント法制定運動（金融機関の貸し渋り、貸しはがし問題を受けて、地域に資金が廻るようにする運動）に取り組み、二

〇〇三年までに一〇一万名の署名と二〇〇六年までに三十都道府県、一〇〇九地方議会に於いて「法制定意見書」を採択（香川県においては一県三市十二町で「法制定意見書」採択と合わせて二万二千九百九十五名の署名）という大きな成果を得、同友会での歴史的運動になりました。金融アセスメント法制定運動での広がりは後にリレーシヨシップバンキングの推進、第三者保証の撤廃、条件付き個人保証の撤廃など国政を動かす成果となりました。

「中小企業憲章学習運動」の始まり

このような背景の中、二〇〇三年七月中国協三十五回総会（福岡）で「中小企業憲章学習運動」が提起されました。

香川同友会においては二〇〇五年中同協から講師を迎え学習の場を組織しました。「中小企業憲章」学習として行政、議会、商工会議所、金融機関、大学など他団体

を巻き込んだ全県の学習会を実施し、地域での「中小企業振興基本条例」の必要性などを学びました。

その後、毎年経営研究会で「憲章・条例」の分科会を開催して全県的な学習を進めています。

二〇〇五年には香川県知事に「中小企業振興基本条例（案）」を政策提言の中で提出しました。

二〇〇六年、二〇〇七年は全県での学習をしながら政策企画委員会の中で「憲章・条例運動」の「語り部」養成に努めました。

二〇〇八年、香川同友会に「中小企業憲章学習運動推進本部」を設置し、当本部から報告者（語り部）を派遣し、すべての支部で年二回の「憲章・条例学習」の例会を実施しました。

こうして会員の中で「中小企業存在意義の自覚」「地域活性の使命感」「同友会理念の実践の大切さ」などを共有することができました。こうした学習運動は二〇一

六年になっても引き続いて実施しています。

二〇〇八年五月には、「中同協・中小企業憲章・ヨーロッパ視察団（二十八名）」に香川同友会から三宅昭二、川北哲、野田勝利、上野準一の四名が参加し、EUの「小企業憲章」の進捗状況を視察しました。

この視察を通して、健全な持続可能な社会を実現するには「共生」の精神が重要で、経済社会では中小企業の役割が、また人口減少の中で「福祉」「教育」が決定的に重要であることを学びました。また「中小企業憲章・条例運動」の方向性に確信を持ちました。

「中小企業憲章」閣議決定（2010.6.18）

二〇一〇年一月 中小企業庁が「中小企業憲章研究会」を発足して、「中小企業憲章」制定に向けて動き出しました。二月二十三日「中小企業憲章研究会」で中同協政策委員長の大橋正義氏が意見陳述し、憲章推進本部委員が多数傍聴しました。香川同友会からは上野準一が傍聴しました。中同協憲章推進本部は「中小企業憲章（草案）」をまとめ、「中小企業憲章研究会」に提案しました。このような関わりの中で同友会からの要望が部分的には採用され六月十八日に閣議決定の運びになりました。

閣議決定された「中小企業憲章」は前文で『中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。』、『どんな問題も中小企業の立場で考えていく。』と『Think Small First』の精神を高らかに

に宣言しました。

国民の総意としての国会決議には至りませんでした。閣議決定として国の正式機関の決定はその後、国の中小企業政策の基本として機能しています。

また、地域においては「中小企業振興基本条例」制定の契機になり多くの自治体で当条例の制定が進んできました。

県内で「中小企業振興基本条例」の制定が進む

積み重ねてきた学習運動の成果として、国の動きと前後して香川県内で県、丸亀市、高松市で制定へ向けて具体的な動きが始まりました。二〇一一年四月丸亀市を皮切りに香川県、高松市、観音寺市、三豊市、普通寺市で「中小企業振興基本条例」が制定されました。続いて坂出市、東かがわ市、土庄町などで条例制定が進められています。



全国一斉に「憲章月間」事業の実施

二〇一二年中同協は「中小企業憲章」制定二周年にあたって、毎年六月を「中小企業憲章推進月間」と位置付け中小企業憲章の普及・活用のための行動を全国で展開するために各県同友会に周年事業を呼びかけました。

六月四日、そのキックオフとして「中小企業憲章・条例推進月間キックオフ集会」を衆議院・第二議員会館で開催、多くの国会議員をはじめ、全国同友会の代表が参加しました。

その後六、七月に全国各地で「憲章・条例」のセミナーなどを開催して、広く中小企業憲章を広める運動を展開しました。この後毎年この行事を実施して、年を追うごとに国会議員の参加者が増えています。香川県においても「憲章月間」セミナーを行政、他団体などに後援を頂いて毎年開催しています。

「エネルギーシフト」の取り組み

二〇一一年三月の東日本大震災、それに伴う福島原子力発電所の深刻かつ重大事故の経験から、エネルギーの転換と地消地産を掲げ、地域に雇用と産業を創造する効果が大きい「エネルギーシフト」の取り組みが提案され、実践が始まっています。香川でも二〇一五年より「エネルギーシフト」の勉強会を実施しています。

中小企業憲章・条例推進運動の到達点

「中小企業憲章」が閣議決定されたことは運動の前進に大きな力になりました。また全国各地で継続的に取り組まれた「学習」をはじめとする運動が具体的に多くの自治体で「中小企業振興基本条例」の制定が実現し（三十八道府県、一四六市区町二〇一五年十一月現在）、さらに活用へと進んでいます。

またこの運動は同時に「中小企業重視、人間尊重」の精神の普及に成果をあげてきました。

中小企業発展のモデルに

「中小企業憲章」が閣議決定されたとはいえ、国や自治体の政策に「憲章の精神」の反映は不十分です。

社会の格差に起因する急速な人口減少問題などと立ち向かうためにも、これからは国民経済の土台を形成する中小企業の平和的で健全な発展を社会政策、経済政策の基本に据えられるべきです。

- ①「中小企業憲章」の精神を社会の隅々まで浸透するには、国民の総意としての国会決議をすること。
- ②首相直属の「中小企業支援会議（仮称）」を設置し、省庁横断的機能を發揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること。
- ③中小企業担当大臣を設置すること。

などが必要です。

また、「中小企業憲章（草案）」（二〇一〇年中同協）をベースにした「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン」（討議資料）改訂版」を学習資料として学び、実践を通して持続可能な「日本経済と地域のビジョン」を地域で共有し、そのビジョンに向かつて地域全体を巻き込み具体化していくことが大切です。

各地域の実情に合わせて「エネルギーシフト」の実践が地域に産業と雇用を創造し、地域での資金循環を生みます。二十一世紀の課題はグローバルイノベーションの中で持続可能な経済の建設です。

これからの課題

「同友会理念の総合的実践」が良い会社を作り、幸せな社員の人生に貢献し、お客様や取引先に信頼され、平和で豊かな地域社会創りの基礎になります。

自立した多様な中小企業が日本各地に限なく存在し社会を支えている状況を目指すことが重要です。同友会運動が提唱する「二十一世紀型中小企業」実践の努力により一社一社が中小企業発展のモデルになります。

中小企業家同友会は一貫して「人を生かす経営」を掲げて運動をしてきました。これからも「人を生かす社会、人間尊重の社会」を目指して同友会会員企業が先頭に立ち地域の全ての人たちと連帯して、地域住民一人一人が心身ともに豊かに安心して暮らせる平和な社会を実現しましょう。

中小企業憲章

自治体の制定運動 ～丸亀市の状況～

一、概要

中同協では、二〇〇三年七月、第三十五回定時総会において中小企業憲章と中小企業振興条例の制定運動に取り組む事を活動方針に掲げました。

以来、二〇〇四年八月から中小企業憲章学習運動推進本部スタートし、二〇〇七年七月には中小企業憲章制定運動推進本部へと名称を変えながら運動を展開してきました。

その地道な動きの賜物として二〇一〇年六月に「中小企業憲章」が閣議決定されました。これを機に全国での条例制定運動が一挙に進みだしたのです。（二〇一五年十一月二日現在の条例制定数…三十八道府県、市区町村制定数…二七市十七区十二町）そして二〇一〇年十一月からは中小企業憲章・条例推進本部と改組し現在に至っています。

香川県中小企業家同友会でも中同協の

動きを受け、毎期開催している香川経営者研究会でも二〇〇五年度より憲章・条例関係の分科会を開催しています。

また中同協では憲章制定の六月を中小企業憲章推進月間と位置付け、全国の同友会で憲章の周知、普及、活用及び中小企業振興条例の制定促進をしてきました。

二〇一二年からこの時期に香川でも開催している憲章・条例セミナーはこれを受けたものです。

二、条例の制定まで

二〇一一年四月に香川県内で最初に条例を制定した丸亀市の状況を記します。

丸亀市は二〇〇八年の第二十二回経営研究会から市職員の方と市議の皆さんが参加して下さり、以降二十三回からはいつも市職員の方と市議の皆さんも党派を超えて参加して下さっています。

最初は難しい、と言われながらも条例の

政策企画委員会／中讃第二支部
丸亀被服(株) 代表取締役

西川 平二

大切さ、中小零細企業の活性化の大切さを十分に御理解頂き、毎回人数も増えて参加を頂いております。

現在も必ず香川経営研究会と条例セミナーには参加して頂いており、条例の意義や事例を共に学んでいます。

第二十四回（二〇一〇年十一月二十五日開催）の経営研究会の後、市議の方から「条例の大切さが解ったので条例制定に向けて動きたい。ついでには意見を聞きたい」との連絡を頂きました。

ちようど丸亀市は二〇一一年四月に行政の機構改革があるので、それに合わせて議員上程で市議会に諮りたいとのことでした。時間はありませんでしたが、市議の方とは三月議会にあげるまでの数カ月の間に意見交換もさせて頂く事ができました。

更に有難い事に、我々中小企業家の意見も聞き入れて頂いた文言となりました。又、市議の皆さんにはそれまでに各党派の方が

研究会に参加して頂いていた事もあり、議員の皆さんの意思統一も図って頂け、全会一致で二〇一一年四月議会で「丸亀市産業振興条例」(以下条例)が可決され、審議会の開催も謳った条例が制定されました。

三、丸亀市産業振興審議会 (以下審議会)などの状況

二〇一二年四月に丸亀市産業振興条例制定以降、二〇一三年に行った企業ニーズ調査までの間に数多くの審議会や分科会を開催(年表参照)してきましたが、いわゆるジャンプの前の溜めの期間でもありました。

二〇一二年度は四回の審議会、そして丸亀市産業振興計画(以下振興計画)作成の為の事務局助言者の選定と二回の産業別分科会(農林水産、商工業、地場産業・観光・新産業の各分野)を開催し、其々の課題を抽出・検討そして各産業の「あるべき姿」も検討し、審議会で取り組む重点テーマについて決定しました。

その間、市事務局は、振興会議についての視察、各業界団体へのヒアリング調査なども行いました。

二〇一二年度には、六回の審議会を開催しました。振興計画の策定の為に先ず振興計画の基本理念と盛り込む項目についての協議から始まりました。

第二回・三回・四回の審議会は取り組みの重点テーマに基づいた協議、振興計画についての協議を行いました。

ております。

年度初めの五月に前年度に続き第二回各専門部会を開催、其々の意見をまとめたうえで六月中旬に第一回調整部会を開催、六月二十六日開催の審議会への提案内容などを協議しました。

第一回審議会では、専門部会からの報告とそれに対する協議と併せ、其々の重点テーマに基づく事業についての説明および意見徴収を行いました。十月三十日の第二回審議会では、任期満了に伴う新委員の嘱託(二十四名(内同友会会員四名)任期二〇一五年七月五日～二〇一七年七月四日)をされ、会長には継続して岡田京都大学大学院教授をお願いしました。

この期より、同友会枠が設けられ、同友会が行政にも認知をして頂けるようになったことの証ともなりました。また専門部会も継続し開催することとなりました。

四、現況と今後

振興条例に基づいた丸亀市産業振興計画(平成二十五年度～平成二十九年年度)ですが、実践計画と併せた予算組みや二〇一四年度には企業相談窓口を開設したのをきっかけに、二〇一五年には県のよろず相談窓口のサテライトも開設しました。

この年から今までであった丸亀産業振興支援補助事業も企業ニーズ調査の結果や相談の内容を参考にして新たに今までの五つの

また、その間二回の分科会においては重点テーマ実現のための具体的な取り組みや実現に向けた取り組み事項の実施主体と活用できる施策についての協議を行いました。

第五回審議会では、これまでの協議をもとに作成された振興計画(素案)についての協議を行い、パブリックコメントへと駒を移しました。(コメント期間二〇一二年十二月二十六日～二〇一三年一月二十四日)

それを基に二〇一三年二月からは振興計画の答申案や予定を整理・纏め、市の経営会議や議長への事前報告をし、それをもとに第六回審議会振興計画の最終案を取りまとめ、審議会として承認しました。

その振興計画を市の全員協議会に諮り意見徴収も行いました。それらの作業を基に最終答申案を庁議で報告し、承認を得たのち市長へ答申、定例記者会見でも説明しました。結果、二〇一三年二月二十八日に丸亀市産業振興計画の制定を見ました。

二〇一三年度は二回の審議会、企業ニーズ調査、先進地視察を実施するなど今後の振興施策を実のあるものにする為の年となりました。

又、この年には任期満了に伴い新しい委員の選任をし、審議会の会長に岡田知弘京都大学大学院教授をお願いするなど新しい動きで始まりました。

ニーズ調査については、六月末に集計・分析を依頼する業者選定に始まり、七月に審議員による調査項目チェックをした後、八月一日に項目最終確認を全審議会委員に送付し確認しました。

項目に加えて八つものきめ細やかな対象メニユーも増やしスタートさせました。

勿論この年から中小零細企業を中心とした企業ニーズ課題の聞き取りを中心に専任の相談員を選任して市職員の間行という形で始めました。

結果、相乗効果と言えるほどに産業振興支援補助事業の当初予算はすぐに消化され、九月議会で倍額に追加補正されるなど、その目的を十分に達成しました。

これら企業訪問を含めた産業支援施策は今後も継続されていきます。その他、各種セミナーやマッチング事業など多くの事業が今まで以上に活発に行われるようになりました。

このように多くの事業ができていながらも振興条例が出来、行政と地元企業の意見交換や交流の場が生まれているからです。少しずつからでも前向きな動きが出てくるようになり、それが単に要望ということだけでなくお互いの理解や信頼のもと良い環境づくりになっているのだと考えています。

来年度以降は、産業振興計画(五カ年計画)の四年目という事もあり、今まで行ってきた計画やその実践の見直しと共に、次の二〇一六年度～二〇一七年度の予定の再確認をし、その補正や改正などにも着手していきます。

それは取りも直さず次の振興計画の方向性を示す作業でもあります。又小規模基本法や都市農業基本法の制定に伴い、法的環境の変化にも対応していく方向となってい

その確認後八月九日に市内約四千社の中から業種や規模などを公平に千社を抽出し、実施しました。

八月三十日の第一次締切の後、市の職員がその中の数十社を回り、強みなどを細かく調査もしました。最終九月三十日の締切まで、更に電話により再依頼をするなど回収のアップを図り、半年以上を掛け集約と分析に当たりました(報告等は次年度)。

更に、二月には振興条例の先進地、西条市と東温市に視察を行い更に条例に対しての学びを深めていきました。

二〇一四年度は二回の審議会と一回の専門部会を開催しました。第一回審議会ではアンケート調査結果の報告とそれにより浮き出てきた重点テーマに基づく事業についての説明と協議を行いました。

第二回審議会重点テーマに基づく説明と協議をし、その対応をする為に専門部会(異業種連携部会・人材育成部会・地産地消部会、部会間の調整として調整部会)を審議会直轄として立ち上げ、重点テーマを深耕することとしました。

年度末にはなりましたが第一回の専門部会を開催し、条例第三条の基本方針に基づく意見交換と協議をワークショップ形式で行い、三部会の調整役として会長・各専門部会長・市からなる調整部会も設置しました。

二〇一五年度はまだ期の途中ではありませんが、十月末までに既に二回の審議会と一回の専門部会及び一回の調整部会を開催し

ます。

その中においては条例改定の必要性の有無の検討や市に対する建議も積極的に行っていくようになると思われま

これら数多くの事業が計画され実践出来ているのも振興条例が制定された賜物とこの制定に係わってくれた行政、市議、審議会委員の皆様深く感謝しております。



条例推進運動の現状と 五十周年に向けて

政策企画委員会／高松第八支部
（有）松倉製作所 代表取締役

井本 康裕

一、国（憲章）から地方（条例）へ 継続する推進運動

『中小企業憲章』が当時の民主党内閣で閣議決定された二〇一〇年六月以降、国レベルでは政権交代という出来事もあり、同友会が求める（一）憲章の国会決議化、（二）中小企業庁の省への昇格、（三）中小企業担当大臣の設置、という三つの要望については、その実現に向けての動きは芳しくありません。

然しながら地域に於いては、憲章の精神を活かした経済運営や地域づくりを目指す『中小企業振興基本条例』制定及び実践の動きが継続しており、同友会の憲章・条例推進運動の力強い歩みは、この原稿を書いている二〇一五年十二月の時点でも絶えることなく続いていきます。

全国の自治体での条例制定数は、二〇一五年十月末現在で三十八道府県、一四六市

区町に上っています。香川に於いても、県及び丸亀、高松、三豊、観音寺、善通寺の五市で制定済みであり、これは、人口ベースで七割を超えるという、全国でも有数のカバー率となっております。

このように制定が進んできたことで、多くの自治体に於いて条例運動が「制定から実践へ」という次の段階に移ってきているのですが、ここに来て、各自自治体に於ける取り組み姿勢や成果に差が出てきているというのも事実のようです。

香川での実践状況ということでは、やはり、最も早くからこの件に注目し、同友会と共に学んで条例制定に結びつけた丸亀市の動きが良いようです。別稿で触れられていますのでここでは詳しくは述べませんが、振興会議での議論や域内企業の実態調査の内容を市の政策決定に活かし、成果を上げています。

他県を見てもいくつかの注目すべき事例

等、地域の大都市との連携事業にも取り組んでいます。

三、現状と香川同友会五十周年 に向けて

今述べた東温市の場合、市長や担当職員の中に、「東温の町づくりの根幹は地元企業の活性化である」との強い信念が感じられます。

その考え方で政策・施策を実行していくことで、地域資源を最大限に活用し、地域経済を回し、市民生活の向上に繋げていくとの意図が読み取れます。実はこのことこそが、条例推進運動の最大の目的であり成果であるといえます。

今後、東京一極集中や人口減少による市場縮小、少子高齢化に見舞われる地方に於いて、地域に仕事を作り雇用を守り、地域住民の生活を支えていくことは、地域の維持と発展の為に、地元中小企業にしか出来ない重大な使命であり責任です。

時代が移り、首長や議会構成が変わるうとも決して変わることはないその事実・真実をきちんと明文化し、いつの時代もその精神に沿った地域経済運営を行っていくこと、それらに気付き実践し始めた自治体や地元中小企業が増えつつあるというのが香川同友会四十周年を控えた二〇一五年末の現状です。

今後十年間、五十周年に向けて、この動きを更に加速させ、拡大・定着させていかなければなりません。



が先行したもののそこから実践になかなか移行できない他の自治体の例とは一線を画しており、特筆すべき点であるといえます。

また、東温市は中核市である県庁所在地の松山市と隣接しており、市民の生活圏がある程度重なっているということもあり、二〇一四年三月に制定された『松山市中小企業振興基本条例』の策定過程に於いては、担当者同士密に連絡を取り合いアドバイスを贈る等深く関わっています。

その結果、松山市とはこの件に於ける緊密且つ良好な関係を築いており、両市合同で「まつやま・とうおん販路開拓市」お宝発掘市二〇一五」を東温市にて開催する



当委員会としましても、未制定自治体に於ける条例制定、制定済み自治体については具体的実践事例の積み上げを行政に働きかける等、会員の皆様と共に、引き続き頑張っていこうと思っています。

二、お手本にしたい東温市の取り組み

愛媛に於ける条例制定への取り組みは、中予地域に位置する「東温市」からスタートします。

平成の大合併で誕生した人口三万人余の小さな市ですが、初代市長の高須賀功氏の意向で条例制定を決定、担当職員と愛媛同友会東温支部との幾度にもわたる学習会や議論、地元商工会をも巻き込んだ努力の結果、二〇一三年三月に『東温市中小零細企業振興基本条例』の制定に漕ぎ着けます。制定に至るまでの過程として、円卓会議での徹底的な議論、域内全事業所を対象とした実態調査、域外見本市への出展やシンポジウムの開催等、様々な事例を既に積み重ねてきており、その点は、条例

未来を展望して環境改善の道筋づくりに取り組む

環境委員会 副委員長／中讃第二支部
(株)尾野農園 代表取締役
尾野 弘季

エネルギーシフトで新しい経済社会をつくる

当委員会は、全国的に『環境問題』を運動の柱にする潮流をうけて、各県の同友会で環境委員会が組織化されていく中、香川同友会では二〇〇八年に発足しました。きっかけは、第四回中小企業地球環境問題交流会に初代委員長である島田氏ほか有志で参加して学んだことです。

とりわけ、二〇〇七年に北九州市で開催された交流会で、企業活動により環境が破壊されていく現況のままではいけないという気づきの中から、環境委員会を香川では非とも作りたいという想いが沸き起こり、会員企業が環境問題に取り組むことで環境保全型の地域づくりから社会づくりにつながることに確信を持ち、発足に至りました。

二〇〇九年に香川同友会環境宣言を採択し、香川同友会会員へ環境意識の浸透を

図りました。基本理念では「環境問題は誰かが解決してくれるものではありません。私たちが環境問題を改善していく者としての意識を持ち、一人ひとりが事業活動や日常生活において、環境に配慮した企業づくりへの実践や行動をおこし、今こそこの目標に向け、全国の同友会とも連携し、香川同友会すべての会員が私たち未来の子供たちのために行動を起こすことを宣言します。」と謳い、そして六項目の行動指針を設け、実践していくことを誓い合いました。

そして、更なる環境意識の浸透を図るため、二〇一一年に第6回地球環境問題交流会を香川県に誘致しました。四国は一つ、というスローガンの元、四国四県への見学分科会を設け、環境問題に取り組む企業や現場を見に行き、環境問題を見つめ直そうという考えで、それぞれの現場を見てもらう工夫をしました。全国から二二八名の参加者に来ていただき、環境に対する意識が大いに深まりました。またこの交流会

は、二〇一一年に第6回地球環境問題交流会を香川県に誘致しました。四国は一つ、というスローガンの元、四国四県への見学分科会を設け、環境問題に取り組む企業や現場を見に行き、環境問題を見つめ直そうという考えで、それぞれの現場を見てもらう工夫をしました。全国から二二八名の参加者に来ていただき、環境に対する意識が大いに深まりました。またこの交流会

タールの間伐作業から香川同友会の森活動が始まりました。

豊かな地域環境を担う運動が始まる

間伐作業は第十回同友の森活動まで行い、三七八名の方に参加していただき、五年間でCO2吸収量二千二五〇kgという成果が出ました。その結果以上に、多くの会員の方、会員の家族の方に加えて、地域連携で香川銀行にご参加頂き、他団体の方に森の現状を知って頂く広がりにもつながりました。

とりわけ、森が豊かな水、豊かな海、豊かな地域環境に深くかかわっていることを知っていただき、森の良さを健康に保つていくことの重要性を知っていただけました。共に関心体験活動ができたことが一番の成果だと思っております。

新たな環境運動を展望して

第三十九期からは、同友の森づくり活動を間伐作業から「広葉樹の森づくり」へとシフトをしました。

活動理念を「生きる」「暮らしを守る」「人間らしく生きる」森づくり活動とし、地域に生かされている中小企業の使命として、地域の自然環境を守り、地域の資源を生かし、環境と共生できる経済活動を目指す活動をしたいと考えています。

私自身も同友の森活動には、同友会入会して間もなくから参加しております。初参加した当時は、恥ずかしながら活動自体の意義や意味を深く考えることなく、なん

となく参加しておりましたが、回数を重ねるごとに多くのことを学べました。

環境経営につなげる思い

私は材木屋ですが木のことは知っていても、木が育つ森のこと、環境のことを、表面上でしか捉えていなかったことを同友の森活動を通じて気づくことができました。同友の森活動に参加したことは自分自身にとつて大きなきっかけになったと思います。同友の森活動は小さな活動かもしれませんが、一人でも多くの方に森のこと、環境のことを知っていただき考えてもらうためには良いきっかけになる活動だと思えます。

今後は、経営労働委員会、社員教育委員会、共同求人委員会の皆さんと連携し、もっと多くの人に森の重要性を知ってもらい、環境経営への深化から、地域の環境と地域の発展を考え共に育っていくような活動をしていきたいと思っております。



香川同友の森 起点と意義

環境委員会 同友の森担当／中讃第二支部
(有)石井材木店 後継者

石井 裕一

未来につながる環境運動の起点

同友の森活動は、中讃第二支部が高知県の森昭木材さんへ企業訪問して「森が水をつくり、作物を育て、豊かな海を作る」という学びや、日本の山の本はほとんどが戦後植林された人工林で、人が手を入れ続けなければ、健康な山として維持されないことに気づきを得たことが香川同友会の森づくり運動の起点につながりました。

さらに、熊本同友会の森づくり活動に刺激を受けて平成二十一年四月二十二日に香川県とフォレストマッチングの協定を結び、同年六月七日に、塩江町の山林〇・五ヘク

金融機関との連携

事務局 児嶋 敏希

一、同友会理念を運動の柱にして

改めて、同友会理念の「三つの目的」の「良い経営環境をつくろう」の実現を目指して、地域づくりの運動に引寄せ取り組んだ活動である事を確認しながら歴史を振り返りたいと思います。

※(三つの目的から抜粋)

『同友会は、他の中小企業団体とも連携して中小企業をとりまく社会的、経済的、政治的な環境を改善し、中小企業の経営を安定させ、自主的で平和的な繁栄をめざします。』

二、金融アセスメント法制定活動が外部環境改善運動の転換期に

まず、金融機関との関係性強化から、中小企業をとりまく環境改善の実現を目指して取り組んだことは、中小企業をとりまく情勢の学びと企業づくりにも関連する重要な視座との確信につながります。

一九九〇年代後半に日本中に金融の嵐が吹き荒れて「貸し渋り、貸しはがし」という

悪夢が中小企業を襲いました。

一九九九年に立教大学の山口義行助教授から提起を受けて、同友会が「金融アセスメント法」の制定を求めて全国的な運動を起こしました。

香川同友会では一九九九年十二月七日に開催された第七回常任理事会で以下の目的の運動方針を承認して取り組んだことが起点となります。

〈目的〉

- 一、貸し渋り、貸しはがしの対策を学ぶ。
 - 二、金融機関への対応力のレベルアップを図る。
 - 三、行政への提案力を高める。
- の三項目です。

金融アセスメント法は中小企業や地域経済にどれだけ優しいか、地域金融の円滑化に関する法律ですが、貸し渋り、貸しはがしをさせないことも運動の目的の一つでした。

特筆すべきことは、第二十五期香川同友会では、

員向金融商品の開発を依頼したことが発端となりこの締結・調印式を迎えたものです。

その商品特性は、「原則無担保」「第三者保証人不要」「手数料・保証料原則不要」また、各金融機関の所定金利よりも〇・三%優遇金利が適用されることです。

各金融機関の営業区域内で二年以上営業し、二期以上の決算が確定申告を行って

いる法人・個人事業主が対象となります。加えて、同友会らしい借入基準として「経営指針書」の作成及び提出を義務付け経営指針書作成の運動を会の内外に広める契機としています。

四、経験と教訓を生かし地域金融機関と共に未来をつくる政策活動の強化を

これらの経験と教訓を生かし、私たち中小企業家が望む金融機関像として以下に整理をして、次の金融機関との連携に繋がりたいと思います。

- 一、地域密着、顧客密着の営業姿勢が確立され、中小企業の多様性に配慮した相対(あいたい)取引とサービスのできる金融機関との関係を確立する。

- 二、中小企業の一時的な企業業績に左右されず、継続的に資金供給をし、「地域を育む」ことを使命と考える金融機関を提起する。

- 三、地域に密着しながら相対取引の強み

加えて、金融アセスメント法制定運動の成果として、リレーシヨシップバンクの推進と認識が進み、二〇〇三年三月発表された金融庁は「リレーシヨシップバンクの機能強化に関するアクションプログラム」において、その機能強化のために地域金融機関が取り組む具体的な項目等を打ち出すことになりました。

さらに、第三者保証人撤廃、条件付き個人保証の撤廃や二〇一五年に金融庁が地域金融機関に金融仲介機能の質的改善を促すため、個別金融機関の水準を客観的に評価するベンチマーク(指標)を導入するなど、大きな成果につながりました。

これらの活動は、当時、東元代表理事を筆頭に金融アセスメント法制定特別委員会を発足し全会をあげて取り組んだ事例です。

三、地域金融機関との連携強化を目指して共に実践する

次に、地域や中小企業に配慮した金融機関との「連携強化」の転換を促すなど、大きな成果を生み出しました。その成果の一つとして地域金融機関と同友会の連携・協力関係が進んだことも特筆されます。

香川同友会では、平成二十年二月一日に高松信用金庫、同年の二月二日に観音寺信用金、平成二十一年二月二十六日百十四銀行との間で業務提携についての締結・調印式を行いました。

金融機関との懇談会を継続的に開催してきた中で「企業への資金供給の安定化」を図る為に地元金融機関へ同友会と共同で会

○金融システム改善運動を柱に、中小企業経営の血液ともいえる金融の流れを安定的なものにしていくことを重要な課題とする。

○日本の金融システムを公平、公正なものとし、国民と地域、とりわけ中小企業にとって健全で望ましいものにするための学びと運動に取り組むこと。

○「金融アセスメント法」の制度化を目指します。

と重点方針に上げて取り組みました。

具体的事例は、制定を求める請願署名運動を会の内外へ求める大運動に発展させその署名数は一万五千五百四十一に到達しました。

さらに、「法制定を求める意見書」の採択を議会に求める活動に着手し役員有志が香川県議会をはじめ県内ほとんどの市・町議会に訪問し、趣旨説明を重ねた結果、まず二〇〇三年に香川県議会で「法制定意見書」が採択されました。

その後、三市十二町で採択されるなど、地域に同友会の運動を広める契機となりました。

を活かし、日常的な渉外活動や顧客からの情報を活かすことで金融ニーズを掘り起こして新しい事業機会につなげる事業戦略をもっている金融機関を提起する。同友会理念を地域と中小企業とも共有できる金融機関。

地域における資金の円滑かつ安定的な供給に資するとともに、金融サービスを必要とする個人、企業、団体その他に対して取引の機会を広くかつ公正に保障し、融資に係る不正な取引慣行の是正をはかり、適正な契約関係の整備や金融機関の取引上での説明責任を果たす。

加えて、積極的に情報開示を進めるなど利用者の利便性の向上に努めること。

地域づくりを共に進める金融機関を軸にしながら、さらなる連携強化の確立が望まれます。

景況調査と時事アンケートの実施の現状と課題

政策企画委員会／高松第四支部
 (株)日本総陰 営業本部長

本木 康仁

一、情報収集と結果発信の目的

同友会三つの目的の一つ「良い経営環境をつくろう」を主眼の一つに置いた政策企画委員会は、目的達成のための二つの手法として会員企業に対し、情報の収集のお願いとその結果の発信を行ってきました。

良い経営環境をつくるためには、会員企業が良い会社でなくてはならず、会員自身も良い経営者でなくてはならないのだと考えています。

これまで、この同友会三つの目的の実現を目標に、毎年、「景気動向状況調査（以降、景況調査）」を実施してまいりました。また、その他にも消費税率の引上げや、本四架橋通行料の引下げに関するタイムリーなアンケートも実施し、この集計結果を新聞等のメディアへのリリースや要望書として提出してきました。

これは、日々変化する日本の経済情勢や

香川の経済情勢を私達中小企業経営者がしっかりと見据えることで、新たな事業展開の実現を通して、活性化された地域の創造へと繋げていく一つの材料として活用してもらおうことを期待しているのです。

この調査やアンケートは、個々の中小企業の日々の努力だけでは地域経済全体を活性化することは極めて困難なことだという考えの下、同友会会員の皆様に情報の収集のお願いをしてまいりました。

二、景気動向状況調査の実施

まず最も大きいところでは、前述の「景況調査」があります。

これは、中同協が四半期ごとに同友会景況調査（以降DOR）を実施し、その報告を行っておりますが、香川県においても基本的に、この中同協のDORの調査項目と同様の質問内容での回答をお願いしてまいりました。

の景気状況のみならず、全国的な景気状況の把握を通して専門的視点からも全国と香川の比較も出来るようになっていきます。

現在、香川同友会の会員の皆様には要約版として「同友かがわ」に掲載しておりますが、各調査項目に対しての詳細な分析結果はeDoyuにて公開しております。

景況調査の目的の一つは、前に述べた通り実施年度によって質問内容を大きく変えないことで、各会員企業にとっては、前期は、前々期はそして来期は、と自社の経営状態や経営環境、景気動向を如何に将来の企業経営に結び付けていくかを考察できるように役立ててもらおうとあります。

他方、景況調査の分析結果をプレスリリースすることで、中小企業家の生の声として香川という地域に伝えると同時に、行政に対する提言書作成の際に、調査結果に基づいた香川の中小企業の経営環境改善のために、その現状と課題を利用することで冒頭の「良い経営環境をつくる」ための基礎データとして役立てることが出来ていると思われれます。

三、情報収集に対する課題とその解決

これまで景況調査の持つ意味を述べてまいりましたが、課題がないわけではありませ

せん。まず、回答率の低下があげられます。二〇〇五年から二〇〇九年までは、回答数は四〇〇社を超え、特に二〇〇七年は四

九四社という状況であったものが、二〇一四年は二七四社で回答率が会員数の二十％を割り、二〇一五年は三五〇社と増加したものの約二十四％という結果に終わりました。

これとは別に実施した景況調査以外でも、二〇一四年度に実施した瀬戸大橋通行料のアンケートの例を取ってみると、その回答率は五％という結果となり、プレスリリースしても、経営環境の改善に関心のない集団としか見られなかったという過去の事実もあります。

このような低い回答率に基づく提言や要望を行政や金融機関等に行ったとしても、行政や金融機関は関心を持っていただけません。この状況を打破する方法として、今後、広報委員会をはじめ、運営委員会とはより、二〇一四年度に立ち上がった支部長会、更には地区会を考える会にも協力を仰ぎながら、合同で回答依頼と結果の発信が必要となってくるものと考えております。

特に、組織委員会との連携もより密に取りながら、新入会員に対しオリエンテーションなど同友会活動を理解してもらおう中で、景況調査やその時々時事アンケートの持つ意味をより理解してもらわなければならないと思

四、香川同友会五十周年に向けて

最後に、同友会理念の実現は如何にしてなされるのか。特に起業間もない新入会員も多くみられる昨今、企業経営者として常に考えなければいけない事柄をも伝えなが

- △質問項目の例▽
- ① 調査回答企業の特徴
 - ② 経営動向と景況
 - ③ 経営・雇用・金融等
 - ④ 経営上の問題点と力点
 - ⑤ 同友会活動

このような項目を継続して質問していくことにより、香川の景気状況の変遷がこの景況調査を通じて明確となってきました。

特に、近年では東日本大震災や消費税率の引き上げといった社会環境の変化によっても香川の景気状況が大きく左右されるとい

結果分析は、この十年では香川大学経済学部の大野拓行教授や藤村和宏教授にお願いしてまいりました。

そして一昨年より慶應義塾大学経済学部の植田浩史教授にお願いしています。この各教授による分析の実施によって、香川

ら、会員の皆様に必要な情報の収集、発信ができるような内容としていく必要があると思

五十周年に向けて、現在の情報収集の在り方を再度検証してみるべき時期となっているのかも

すなわち、各運営委員会をはじめとし、当然のこと、経営労働委員会、障害者問題委員会、女性委員会等の各専門委員会との意見交換をより密に取ること

で、各委員会の持つ課題やその解決策を見出すためにも、より多くの会員の皆様に多種多様なタイムリーなアンケートや意識調査を行い、その結果の発信を更に意味のあるものにして行かなければならないのだと考

えていきます。そしてそれは、中小企業振興基本条例の制定されている行政への重要な提言にもなると考

えられます。また、未制定の行政に対しても、しっかりと地域経済の担い手としての中小企業を支える必要があることを訴える手段にもなり、企業、行政、金融機関さらには住民との密なる関係が構築できるのだと実感

しています。

丸亀市産業推進審議会の歩み

HISTORY OF MARUGAME CITY INDUSTRIAL PROMOTION COUNCIL

←←← 2012年				←←← 2011年			日付	項目・内容
2/23.24	1/25	12/15	11/15	9/21	7/5			<p>第一回 丸亀市産業振興審議会（以降審議会）開催 委員二十三名、任期／二〇一一年七月五日～二〇一三年七月四日、会長／神吉香川大学経済学部準教授）</p> <p>次回までに、委員全員に対し、各産業分野における課題及び理想像についての調査。その間、市職員が習志野市・佐倉市などを視察し産業振興について調査を行った。</p> <p>第二回 審議会開催 振興会議の進め方、産業分野毎の課題についての協議した。</p> <p>次回振興会議までに市職員が三豊市に振興会議について視察した。（二〇一二年十月二〇日）</p> <p>第三回 審議会開催 前回調査に基づく協議事項（各分野の問題点や共通の問題点など）を要点整理しまとめたものについて協議を行った。</p> <p>（調査とまとめ）産業文化部各課を対象に、丸亀市の産業振興に係る実施シートを作成した。</p> <p>事務局補助者の選定 プロポーザルにより、産業振興基本計画策定に係る事務局補助者としてアルマ経営研究所を選定した。</p> <p>第四回 審議会開催 丸亀市の産業振興に係る事業実績について、事業シートにより協議を行った。</p> <p>分科会の設置・運営方法について協議を行った。（各業界へのヒアリング実施）審議会の後、市事務局は各業界団体（十団体）に一月二十六日・二十七日の両日業界の概要・課題・事業内容・支援策などについて聞き取り調査を実施した。</p> <p>第一回 分科会開催（農林水産・商工業・地場産業観光新産業の三分科会） 農林水産・商工業・地場産業観光新産業の三分科会を開催する。委員の互選によりリーダーを決めたのち、これまでの会議資料を参考に、各産業におけるSWOTを実施し、より専門的に現状把握や課題分析をする。</p>

10/31	9/27	8/30	8/2.3	6/27.28	5/29.31	4/18	3/19.26	2/23.24	日付	項目・内容
										<p>第一回 審議会開催 各分科会から取り組むべき重点テーマの報告を行い、振興計画（案）の基本理念と盛り込む項目について協議を行った。</p> <p>市事務局はこの後支援機関六団体（経営支援課・農業経営課・水産課・産業政策課・観光振興課、香川県中小企業団体中央会、四国経済産業局、中小企業基盤整備機構、中四国農政局の担当者から、中小企業等支援施策や活用状況について聞き取り調査を行った。</p> <p>第一回 分科会開催 各分科会で決定した重点テーマを実現するための具体的な取り組みについて協議を行った。</p> <p>第二回 分科会開催 重点テーマの実現に向けた取り組み事項の実施主体と活用できる施策について協議を行った。</p> <p>第三回 分科会開催 重点テーマとして取り組む内容の確認と実施スケジュール、事業の評価方法について協議を行った。</p> <p>第二回 審議会開催 各分科会から重点テーマの取り組みについて報告を行い、全体で協議を行った。</p> <p>第三回 審議会開催 これまでの協議をもとに作成された、振興計画（素案）について協議を行った。</p> <p>第四回 審議会開催 これまでの協議をもとに作成された、振興計画（素案）について協議を行った。</p>

←←← 2013年										日付	項目・内容		
7/10	6/4	5/27	4/25	2/28	2/25	2/18	2/14	2/13	2/12	12/26	12/19		<p>第五回 審議会開催 これまでの協議をもとに作成された、振興計画（素案）について協議を行った。</p> <p>振興計画パブリックコメント （二〇一二年十二月二十六日～二〇一三年一月二十四日） 市役所、コミュニティセンターHPなどで閲覧。意見なし。</p> <p>経営会議開催 振興計画（答申案・予定）の報告。</p> <p>議長事前説明 振興計画（答申案・予定）の報告。</p> <p>第六回 審議会開催 これまでの協議をもとに作成された振興計画（最終案）についての協議を行い承認を得た。</p> <p>全員協議会 振興計画（答申案）の報告・意見徴収を行った。</p> <p>庁議 振興計画（答申案）を報告し、承認を得る。</p> <p>庁議の結果をもとに市長に振興計画の答申後、定例記者会見にて説明。</p> <p>産業振興計画策定</p> <p>公募委員募集期間 （四月二十五日～五月二十四日）</p> <p>第一回 審議会開催 振興計画策定の報告と平成二十五年度振興計画に基づいた実施予定の新規事業の説明。</p> <p>公募選考委員会開催 公募の中から三名を選任・決定。</p> <p>第二回 審議会開催 任期満了に伴い新委員委嘱（二十五名 任期二〇一三年七月五日～二〇一五年七月四日）会長／岡田知弘 京都大学</p>

条例セミナー年表

年度	香川経営者研究集会 条例分科会	(憲章月間) 憲章・条例推進セミナー
2005	19回 11/18 高松国際ホテル 「地域経済の主役は、中小企業」 報告者 大林弘道 神奈川大学経済学部教授	
2006	20回 11/25 高松国際ホテル 「中小企業憲章と地域経済振興策を探求して」 報告者 倉本清三郎 八尾市産業部次長産業振興課長	
2007	21回 01/26 ウェルシティ高松 「同友会理念の深化と高揚を目指して」 報告者 杉村征郎 杉村精工(株)代表取締役会長	
2008	22回 11/15 高松大学 「今なぜ中小企業振興条例制定に取り組んだのか?」 報告者 渡辺純夫 東洋農機(株)代表取締役会長	
2009	23回 11/14 高松国際ホテル 「中小企業が主役として活躍できる日本を築くために」 報告者 大橋正義 株式会社大橋製作所代表取締役	
2010	24回 11/26 高松国際ホテル 「地域の主役としての中小企業の役割」 報告者 岡田知弘 京都大学大学院経済学研究科教授	
2012	25回 2/25 高松国際ホテル 「中小企業が主役の地域づくりのために」 コーディネーター 上野準一 香川同友会副代表理事 パネラー 間宮淑夫 中小企業庁事業環境部企画課長 パネラー 藤原義春 大阪同友会八尾支部長	1回 7/28 かがわ国際会議場 「中小企業憲章を地域で活かす」 報告者 植田浩史 慶應義塾大学経済学部教授
	26回 10/27 高松国際ホテル 「何のために憲章・条例運動を推し進めるのか」 報告者 橋本吉生 大阪同友会副代表理事	
2013	27回 11/9 高松国際ホテル 『全ての「いのち」が常に生き生きと輝いていることを実感できるまちを目指して』 報告者 山本一英 東温市産業建設部産業創出課課長補佐	2回 7/6 香川産業頭脳化センタービル 「中小企業憲章・条例を地域で活かす」 報告者 蓮井智哉 中小企業庁事業環境部企画課長 報告者 植田浩史 慶應義塾大学経済学部教授
2014		3回 7/12 香川産業頭脳化センタービル 「エコミックガーデニングで地域経済の活性化を」 報告者 山本尚史 拓殖大学経済学部経済学科長 報告者 鳴門市商工政策課
2015	28回 1/24 JRホテルクレメント、サンポート高松 「北海道同友会が歩んだ条例への道」 報告者 守和彦 北海道同友会代表理事	4回 7/18 香川産業頭脳化センタービル 「中小企業・小規模事業者を主体者とした「地方創生」とは」 報告者 北川慎介 中小企業庁長官 報告者 岡田知弘 京都大学大学院経済学研究科教授

←←← 2014年

←←← 2013年

	2/24	7/10	日付
	先進地視察実施(西条市・東温市) 西条市、東温市を視察し、産業振興施策等について説明を受けた。 西条市：西条産業情報支援センター(サイクス)視察、産業振興に係る各種施策について。 東温市：中小零細企業振興条例、中小零細企業振興円卓会議の運営、活用について。	院経済学研究科教授) 振興計画策定及び新規事業についての報告 ・企業ニーズ調査についての報告(新規事業のうち) ・六月末に業者選定済 ・七月二十三日 アンケート打ち合わせ(審議委員による項目チェック) ・八月一日 アンケート項目最終確認(全委員に送付) ・八月九日 市内企業のうち千社にアンケート発送 ・八月三十日 アンケート締切(二次) ・九月に入り、市担当職員が企業数十社を聞き取り調査し、アンケートの結果報告を聞き取り調査をした ・九月三十日 アンケート締切	項目・内容

←←← 2015年

	6/12	5/12.18	3/25	12/18	8/12	日付
	第一回 調整部会開催 三つの専門部会で意見交換・協議した内容を報告し、全体会へ提案する内容を協議した。	第二回 専門部会開催	平成二十七年年度 第一回専門部会開催 全体会と各専門部会に分かれ意見交換、協議をする。 三つの専門部会(異業種連携部会・人材育成部会・地産地消部会)を設置を決定し、条例第三条の基本方針に基づく意見交換、協議をワークショップ形式で行った。又、三部会の協議内容を調整する部会(調整部会)も設置した。	第三回審議会開催 重点テーマに基づく事業について、説明および協議を行う。専門部会の設置について説明とともに承認を得た。	第一回 審議会開催 企業ニーズ調査結果の報告および重点テーマに基づく事業についての説明と協議を行った。	項目・内容

10/30

6/26

	10/30	6/26	日付
	第二回 審議会開催 任期満了に伴い新委員委嘱(二十四名 任期二〇一五年七月五日)二〇一七年七月四日 会長/岡田知弘 京都大学大学院経済学研究科教授) 農産・水産部会、商工業・新産業部会、地場・観光産業部会)を立ち上げ、其々の課題を協議する。 今までの振興計画や振興事業の見直し(PDCA)をし、平成二十八年度より平成二十九年度の予定確認・補正・改正等を行う。 ↓平成三十年以降の方向性を示す。 小規模基本法や都市農業基本法など法的環境の変化に伴い振興条例改定の必要性があるかどうかも協議する。	第一回 審議会開催 専門部会について三つの専門部会からの報告とそれに対する協議を行った。 重点テーマに基づく事業についての説明および意見徴収を行った。	項目・内容